

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	国民年金基金令等の一部を改正する政令案(仮称)(確定拠出年金法施行令の一部改正に係る部分)
規制の名称	国民年金基金連合会に係る書面掲示規制
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	厚生労働省年金局企業年金・個人年金課
評価実施時期	令和5年5月～6月
規制の目的、内容及び必要性	<p>現行の確定拠出年金法施行令においては、国民年金基金連合会は、個人型年金に係る規約(以下「個人型年金規約」という。)の作成又は変更について厚生労働大臣の承認を受け、公告しなければならないこととされており、これは官報に掲載して行うほか、国民年金基金連合会の事務所の掲示板に掲示して行うこととされている。</p> <p>当該規制は、官報があるものの、事務所といった特定の場所に国民等が赴くことを前提とするものであり、これらの情報のインターネットでの公表等の義務を課さなければ、将来的にも、特定の場所に赴かなければ国民等は必要な情報を確認できないという状況が継続するものと予測される。</p>
直接的な費用の把握	<p>【遵守費用】 今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、国民年金基金連合会は、個人型年金規約の作成又は変更についてインターネット上で掲載するための対応が必要となる。 この点、国民年金基金連合会は既にそのホームページで個人型年金規約を掲載しており、インターネット上での公表に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は発生しない。 (参考:国民年金基金連合会HP(2023年6月5日現在)) https://www.ideco-koushiki.jp/library/style/ なお、インターネットから当該事項を閲覧した場合には、事務所に赴くための費用が軽減される。</p> <p>【行政費用】 担当課から規制内容を直接周知・広報することにより十分周知が可能のため、特段の行政費用は発生しない。</p>
直接的な効果(便益)の把握	※簡素化した評価手法を適用している場合は記載不要
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響は想定されない。

費用と効果(便益)の把握	※簡素化した評価手法を適用している場合は記載不要
代替案との比較	※簡素化した評価手法を適用している場合は記載不要
その他の関連事項	事前に国民年金基金連合会に対し、本件対応により発生する事務負担や費用等について定量的に説明し、議論を行っている。
事後評価の実施時期等	当該規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。